相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県八戸市八太郎五丁目一番地四〇、最後の住所青森県八戸市八太郎五丁目一六番一三号　被相続人　亡　北　久幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十七日

事務所青森県八戸市根城九丁目一九番九号
浅石法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小野　恭

第12期決算公告

平成30年2月27日　東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
Hiline特定目的会社
取締役　山崎　亮雄

貸借対照表の要旨
（平成29年10月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
特定資産	3,338	流動負債	39
信託土地	3,329	固定負債	2,650
建設仮勘定	9	負債合計	2,689
その他の資産	200	純資産の部	
流動資産	163	社員資本	849
固定資産	26	特定資本金	86
投資その他の資産	26	A号優先資本金	7
繰延資産	10	B号優先資本金	774
		剰余金	△17
		当期未処理損失	17
		純資産合計	849
資産合計	3,538	負債・純資産合計	3,538

損益計算書の要旨
（自　平成29年6月1日　至　平成29年10月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	0
営業費用	16
営業損失	16
営業外収益	0
営業外費用	0
経常損失	16
税引前当期純損失	16
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	17
前期繰越損失	6,569
特定資本金減少による欠損填補額	1,117
優先資本金減少による欠損填補額	5,451
当期未処理損失	17

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県むつ市大字田名部字品ノ木三四番地三一九、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　髙谷　強子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十七日

青森県むつ市中央一丁目五番一号　法テラスむつ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　河智　了顕

第72期決算公告

平成30年2月27日
札幌市中央区南七条西一丁目13番地73
株式会社エイチ・ビー・シー・フレックス
代表取締役　小野垣親士

貸借対照表の要旨（平成29年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	468,480
	固定資産	31,468
	合計	499,949
負債及び純資産の部	流動負債	165,285
	固定負債	89,075
	株主資本	245,587
	資本金	60,000
	資本剰余金	28,000
	その他資本剰余金	28,000
	利益剰余金	157,587
	利益準備金	22,000
	その他利益剰余金	135,587
	（うち当期純利益）	（24,149）
	合計	499,949

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少して三千万円とし、減少額の全額を資本準備金に振り替えることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成三十年二月二十七日

札幌市中央区南七条西一丁目一三番地七三
株式会社エイチ・ビー・シー・フレックス　代表取締役　小野垣親士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県吾妻郡長野原町大字応桑一一四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　浅井ひさぢ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十七日

群馬県前橋市千代田町二丁目一番二〇号
相続財産管理人　弁護士　紺　正行

第48期決算公告

平成30年2月27日
仙台市宮城野区鶴ケ谷五丁目20番地の18
株式会社三陽商事
代表取締役　髙橋　眞利

貸借対照表の要旨
（平成29年3月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	10,000
	固定資産	1,637
	合計	11,637
負債及び純資産の部	流動負債	0
	固定負債	8,000
	株主資本	3,637
	資本金	20,000
	利益剰余金	△16,363
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	△16,363
	（うち当期純損失）	（145）
	合計	11,637

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成三十年三月三十日であり、株主総会の決議は、平成三十年二月六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成三十年二月二十七日

仙台市宮城野区鶴ケ谷五丁目二〇番地の一八　株式会社三陽商事
代表取締役　髙橋　眞利

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県熊谷市赤城町一丁目一〇六番地、最後の住所埼玉県熊谷市柿沼六五一番地九　被相続人　亡　橋本　紀夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月二十七日

埼玉県熊谷市宮町一丁目三二番地　林法律事務所
相続財産管理人　林　和芳

第45期決算公告

平成30年2月27日
茨城県結城市大字山川新宿12番地の42
ホシノ建設株式会社
代表取締役　星野　秀明

貸借対照表の要旨（平成29年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	194,026
	固定資産	11,295
	繰延資産	1,200
	合計	206,522
負債及び純資産の部	流動負債	108,279
	固定負債	59,487
	株主資本	38,756
	資本金	50,000
	利益剰余金	△11,243
	利益準備金	2,750
	その他利益剰余金	△13,993
	（うち当期純利益）	（4,063）
	合計	206,522

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百二十五万円減少し五千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成三十年三月二十八日であり、株主総会の決議は、平成三十年二月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成三十年二月二十七日

茨城県結城市大字山川新宿一二番地の四二　ホシノ建設株式会社
代表取締役　星野　秀明